

1

外来体制

- ▶ 広く一般の医療機関による対応に移行

※「外来対応医療機関」の公表等は、令和6年3月末で終了

2

入院体制

- ▶ 通常医療と同様、病床確保によらない形での入院受入体制に移行

3

入院調整

- ▶ 通常医療と同様、入院が必要となる患者については、医療機関間による入院調整を実施

4

公費支援

- ▶ 医療保険の負担割合に応じた通常の自己負担
- ▶ 医療保険における高額療養費制度が適用

※5類移行後の特例措置（新型コロナ治療薬や入院医療費の自己負担分に係る公費支援）は、令和6年3月末で終了

5

新型コロナワクチン

- ▶ 「65歳以上の高齢者」及び「60～64歳で重症化リスクの高い者」
⇒ 定期接種（令和6年秋以降）
 - ▶ 「上記以外の者」 ⇒ 任意接種
- ※接種費用を全額公費で負担する「特例臨時接種」は令和6年3月末で終了

6

県による モニタリング

- ▶ 感染症発生動向調査(定点)による患者数等の把握を継続
- ▶ 変異株の監視等を行うためのゲノム解析を継続

相談窓口

令和6年4月1日
9時スタート

- ▶ 制度変更による混乱が生じないように、県民向けの電話相談窓口を当面の間継続
- ⇒ 「**新型コロナウイルス感染症相談窓口**」
050-5527-5385（24時間対応）
- ⇒ 「**新型コロナウイルスワクチン副反応相談窓口**」
059-224-3326（9時から18時）